

地域医療推進課における交通費請求書の誤配付について

1 概要

令和8年2月14日（土）に柏市健康医療部地域医療推進課において、個人Aの氏名、住所及び、自宅までの交通経路が記載されている書類（交通費請求書）を、誤って別人Bに配付したものの

2 経緯

(1) 令和8年2月14日（土）午後1時30分頃

交通費請求書を事業協力者であるBに配付する際、誤ってAの個人情報（氏名、住所及び自宅までの交通経路）が記載された書類をBに配付した。

(2) 令和8年2月14日（土）午後6時18分

Bから、Aの個人情報が記載された書類を受領したため郵送にて返送する旨のメールを受信した（職員は不在）。

(3) 令和8年2月16日（月）午前8時30分

メールを確認し、誤って配付したことを覚知した。

(4) 令和8年2月16日（月）午後3時00分

地域医療推進課担当者がBに電話し、謝罪した。なお、訪問による謝罪は不要との意向であった。このため、誤って配付した書類の返送を依頼した（当該書類は、同月18日（水）に收受した。）

(5) 令和8年2月16日（月）午後3時5分

地域医療推進課担当者がAに電話し、事案の概要、経緯、原因、再発防止策及び二次被害の恐れがないことを説明し、謝罪した。なお、訪問による謝罪は不要とのことであった。

3 原因

書類配付時に、配付対象者と書類に記載された氏名が一致していることを確認すべきところ、担当職員の確認が不十分であり、複数人での確認も行われなかったため。

4 再発防止策

(1) 書類の準備段階において、複数人による記載内容の確認を徹底する。

(2) 書類の配付時において、配付対象者に氏名等を確認し、書類に記載された氏名等と一致していることを確かめた上で配付する。

【本件に関するお問い合わせ先】
柏市健康医療部地域医療推進課
電話 04-7197-1510